

# 令和7年度当初予算編成方針

今後数年間にわたり、予断を許さない厳しい財政運営を強いられると見込まれる中であっても、市の総合的かつ計画的な市政経営を行うための最上位計画である市第9次総合計画、さらには、市デジタル田園都市構想総合戦略及び市過疎地域持続的発展計画等に基づき、日々変化する社会経済情勢や市民ニーズを的確にとらえ、慣例や前例踏襲によることなく、計画内容を精査するとともに、地域にとって必要な課題解決に取り組んでいく必要がある。

あわせて、公約として掲げた、「子育て環境の充実」、「財政健全化と職員の働き方改革」、「様々な分野でのトップセールス」等の推進についても、短期的に取り組んでいかなければならない。

このため、令和7年度当初予算は、歳入一般財源の見込額を各部に配分し、課題を熟知している各部の自主性と裁量により、課題解決に最も効果的な事務事業を選択し、限られた財源を集中することが可能となる、「部門別包括予算制度」により編成することとする。

なお、各部長に予算調整権限を付与することになることから、編成作業においては、市民ニーズを踏まえ、これまで以上に事務事業のスクラップアンドビルドによる歳出削減に取り組むとともに、国県補助金等の十分な活用のほか、不要な公有財産の売却を積極的に行うなど、税外収入の確保・拡大による歳入確保に努め、より一層、市民サービスの向上を図るとともに、安心して暮らせ、誇りの持てる元気な須賀川市の実現に向けた予算編成とすること。

## 1 共通事項

### (1) 市長公約の実現を踏まえた予算編成

公約の3本柱である、「子育て環境の充実」、「財政健全化と職員の働き方改革」、「様々な分野でのトップセールス」をはじめとした各種政策について、短期的に実現可能なもの、また、国・県その他関係機関との調整や財源の確

保が必要であり、中長期的に検討を要するものなど、実現可能時期を見極めながら、在任期間中の実現に向けたロードマップを描きながら予算要求を行うこと。

## (2) 部門別包括予算枠の設定

部門別包括予算枠の配分額については、直近年度決算の歳出一般財源総額をもとに各部の経常的な一般財源の割合を求め、あらかじめ翌年度の歳入一般財源の見込額から人件費や公債費等の枠外経費を除いた額に、その割合を乗じて各部ごとに算定する。よって、各部長においては、配分額の範囲内で最大の効果が得られるよう、予算の調整を行うこと。

なお、各部の配分額については、別途通知することとし、枠外経費においては、財務部長が一件査定を行う。

## (3) 第9次総合計画の継続・推進

令和7年度は、第9次総合計画期間の折り返し年度であることから、前例踏襲によることなく、政策成果動向審議結果や市民アンケート結果を踏まえ、市民生活に直結した分野に予算を重点配分するよう転換を図ること。また、各政策・施策の目指す姿の実現に向けて、最も効果的な手段を未来から逆算し考えるバックキャスティング思考も踏まえながら、予算を編成すること。

## (4) 行財政改革取組方針に対応した予算編成

行財政改革取組方針を念頭に置き、重点目標達成のために効果的な予算編成とすること。また、令和7年度から9年度までは集中改革期間であることに鑑み、集中改革プランの目標である「経常収支比率の改善」、「財政調整基金残高の確保」の達成に向けて、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう、創意工夫を図り、職員一丸となって予算編成にあたること。

なお、具体的には次の点について留意すること。

### ア 公共施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を着実に推進し、公共施設の廃止・縮小・統廃合を積極的に実行することにより、経常経費を圧縮するとともに、優先度を考慮した既存施設への長寿命化や維持補修を行い、安全安心で質の高い公共サービスの提供を図ること。

## イ 事務事業の見直し

既存事業の優先順位を洗い出し、スクラップアンドビルドにより効果的な事務事業へ限られた財政資源を再配分し、市民サービスの向上を図ること。また、必要な事業についても漫然と前例踏襲することなく、コスト削減や質の向上を目的に最適な手法を選択すること。

## ウ 健全な財政運営の推進

各種行政サービスの提供については、受益者負担の原則に基づき、民間サービスや他自治体の状況を勘案しながら、使用料及び手数料の適正化を図ること。また、補助金交付事業については、市補助金等交付基準に基づき、対象団体及び事業の厳格な審査を行うこと。

## エ 税外収入の確保・拡大

利用状況を踏まえた公有財産の積極的な売却に取り組むほか、公共施設の空きスペースや敷地の貸し出しによる、「稼ぐ公共施設」への転換などの有効活用を図ること。また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等による民間資金を活用し、市の魅力発信とともに新たな財源確保に努めること。

# 2 予算要求基準

## (1) 歳入に関する事項

歳入予算は、総計予算主義に基づき、当該年度に見込まれる全ての収入について計上するものとするが、各科目とも過大見積りを避け、適正な財源を計上すること。なお、部門的包括予算制度の導入に伴い、特定財源を過大に見積もるなどして枠内経費の不足額を補うような一般財源の充当は、一切

認めない。

ア 市税については、全ての税目で現年課税分の確実な徴収を基本とし、課税客体の的確な把握に努めるとともに、関係部署・機関との連携を図り、確実な収納を行い、滞納繰越額や不能欠損額の縮減を図るなど、収入の確保に努めること。

イ 使用料及び手数料については、安易に前年度と同額を計上せず、これまでの実績や社会経済活動の状況を勘案しながら計上すること。

ウ 国県支出金については、国や県の動向等を注視し、補助金採択要件がある場合は、必要な手続きを確実に実施して特定財源の確保に努めること。

なお、当初予算において特定財源を見込んで予算化した事務事業の特定財源が不採択となった場合、一般財源での振替は認めない。

エ 地方債については、後年度負担を考慮し、事業を厳選すること。なお、起債にあたっては、事前に適債性の確認を受けた場合のみ計上可能であるので注意すること。

## (2) 歳出に関する事項

今回の予算編成は、部単位での枠配分方式となるため、各部長が中心となり、配分された一般財源の範囲内で効果的な予算を編成すること。

なお、年度間を通じて予測される全ての歳出をもれなく計上するものとし、適切な見込額を把握したうえで意図的に所要額を低く計上した場合によって生じた不足額については、補正予算での対応は行わない。

ア 燃料費や光熱水費については、昨年度実績などを踏まえ使用量等について精査のうえ、不足額が生じることの無いよう適切な見込額を計上すること。また、可能な限り数量調整による低減化を図ること。

イ 扶助費については、枠内対象経費であることから、扶助及び措置の実態を把握し、国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、過去の推移等を十分に精査し、対象者及び単価等

の的確な把握を行い計上すること。

また、市単独扶助費のうち、既に目的を達成したものや時代にそぐわないものについては、規模の縮小・廃止について検討し、必要性や優先順位を熟慮した要求とすること。

ウ 公共施設等個別施設計画において、統廃合又は整理の対象となっている施設に対しては、大規模改修等の新規投資は行わないこと。

エ 行財政改革取組方針に基づく集中改革期間であることを踏まえ、補助事業であっても市の継ぎ足し単独分があれば、例外なく休止、廃止、縮小など幅広く見直しを実施すること。

オ 補助金等については、行財政改革取組方針及び補助金等の交付基準を踏まえ、交付目的を精査したうえで計上すること。

なお、令和4年度から適用している「市補助金等の交付基準」で定める交付期間は3年間であり、対象事業の多くは令和6年度をもって補助金が終了となるので注意すること。なお、例外的に更新する場合は、明確な根拠を示したうえで計上すること。

### (3)特別会計・公営企業会計

一般会計における部門別包括予算制度の導入を考慮し、特別会計及び公営企業会計においても、一般会計に準じて事業の取捨選択を厳しく行うこと。また、一般会計からの繰入金を最小限にとどめるよう、最大限の努力を行うこと。

水道事業及び下水道事業会計については、未処分利益剰余金の水準を踏まえながら、一般会計と同一の基調とし、枠内予算から捻出する一般会計出資金及び補助金の範囲内で予算編成を行うとともに、基準内繰入を原則とし、基準外繰入れの速やかな解消に向けた経営の合理化と効率化、健全化を図ること。

(予算編成にあたっての留意事項)

## 1 本市の財政状況と今後の見通し

### (1) 令和5年度決算状況について

令和5年度一般会計決算における実質収支は約11億3千万円で、前年度と比較し約4千万円減少している。これは、歳入において、地方税や普通交付税が増収となったほか、財政調整基金及び公共施設等整備基金から合わせて約5億5千万円を増額して繰り入れたものの、歳出において、社会福祉費をはじめとした扶助費、公債費などが増額となり、歳出の伸びが歳入の伸びを上回ったためである。

また、扶助費や公債費の伸びに加え、エネルギー価格をはじめとする物価高騰に伴う、光熱水費や委託料などの経常経費の増加が影響し、令和5年度決算における経常収支比率は、過去最も高い水準であった昨年度を、さらに1.3ポイント上回る、98.8%という高水準となっており、財政構造の硬直化がさらに進行している。

### (2) 今後の財政見通しについて

本市の財政は、弾力性が著しく損なわれている中、引き続き、賃金上昇に伴う人件費の増やエネルギー価格・物価高騰に伴う物件費の増、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増の影響を大きく受けるとともに、自治体情報システムの標準化をはじめ、急速な行政デジタル化に伴い新たな経常経費の増加が見込まれるほか、公共施設の老朽化が進み、改修に要する財源確保が必要となるなど、課題が山積している。

さらには、財政調整基金の令和6年度期末残高が、平成16年度以降、20年ぶりに10億円を下回るものと見込まれる中、駅西地区都市再生整備事業が令和7年度にピークを迎え、多額の一般財源を要する見込みであり、公債費についても減債基金が払底するなか、豪雨災害対応や過疎対策事業

に伴う市債の元金償還が順次開始となることで、今後も高い水準で推移する見込みである。

このため、市行財政改革取組方針に基づく、令和7年度から9年度を集中改革期間とする集中改革プランの確実な進捗により、経常収支比率の改善及び財政調整基金残高の回復に取り組み、持続可能な財政基盤を確立していく必要がある。

## 2 国の財政動向

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」における、地方自治体の財政運営に影響を与える主な事項は、次のとおりである。

○地方創生の取組を推進し、人口の自然減・社会減に対応し、地域の特性や魅力をいかした自律的な地域社会を創出していくために、公共サービスやインフラ維持管理の広域化・共同化を進める。

○持続可能な国土形成に向け、各種サービス機能の集約拠点や地域生活圏の形成を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

また、地域公共交通について、交通 DX・GX、多様な関係者との連携・協働、路線バスの活性化、地域の自家用車や一般ドライバーの活用などの取組を加速し、担い手の確保等に取り組む。

○防災・減災、国土強靱化については、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保する。

○地方公共団体が、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、地域における人への投資、DX・GXの推進や地方への人の流れの強化等による地域経済の活性化及び新たな雇用の場の創出に取り組むとともに、地方独自の防災・減災の取組等の強化及び広域的な行政サービスの提供や自治体 DX の推進等を通じた住民の利便性向上を実現していく。

これらを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2025 年度から 2027 年度の 3 年間において、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保して、地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとしており、今後も国の動向について注視する必要がある。